

高等学校の生活について

本校生徒は明朗で礼儀を重んじ、至誠、雄飛、献身の精神のもと叡智と勇氣に満ちた学校を建設するために、次の規律を尊重しなければならない。

第1章 生徒心得

- 1 至誠、雄飛、献身の校訓の意義をわきまえ、すべての行動に良識と責任を持ち、明るい人間関係を築き、誇りと品位のある自主的な行動をとる。
- 2 校内校外を問わず、人間関係の基本である挨拶を励行し、節度ある言動をする。
- 3 文武両道を実現するため、自主的な学習態度を養い、積極的な部活動への参加をするとともに、各自の責任を自覚し、学級や生徒会の運営にも協力する。
- 4 清潔・整頓を心がけ、校内の美化に努めること。

第2章 校内・校外生活

1. 校内生活

- (1) 常にしっかりとした挨拶ができるように心がける。
- (2) 学校の生活時間を守り、5分前行動を心がける。
- (3) 生徒は、ゆとりをもって登校する。欠席・遅刻する場合は、保護者から学校に連絡をする。
- (4) 遅刻した場合は、職員室の各学年に設置してあるケースから「セルフチェックカード」を出し、必要事項を記入の上、管理職の先生に押印してもらい、学級担任または授業担当教員に提出する。
- (5) 早退、欠課も「セルフチェックカード」を使用する。必要事項を記入し、学級担任に申し出る。早退した場合は、帰宅後、速やかに到着の連絡を保護者より入れてもらう。
- (6) 欠課する場合は、授業担当教諭、学級担任の許可を得る。
(通院等やむを得ない外出の場合も、「セルフチェックカード」に記入し、学級担任に提出する。
ただし、緊急の場合には事後記入でも可とする。)
- (7) 午後7時30分を完全下校とする。
- (8) 建物、器具、樹木等の公共物を大切にし、破損した場合は、直ちに学級担任または生徒課に申し出る
こと。
- (9) 建物、器具、その他、校有物を使用する場合は、管理責任教員の許可を受けること。
- (10) 拾得物や紛失物は、学級担任または生徒課へ速やかに届け出ること。
- (11) 不必要物品（マンガ、ゲーム類、携帯音楽プレイヤー類、菓子類等）を学校へ持ってこない。
また、必要があり持ってきた場合は学級担任に預ける等、管理に充分注意する。
- (12) 校内での火気の使用は厳禁である。（部室等も含む。）
- (13) ロッカーは、1学期始業式の日から3学期終業式の日まで使用することができる。

2. 校外生活

- (1) 身分証明書は常に携帯する。
- (2) 飲酒、喫煙、薬物乱用、万引き等、法律に触れる行為をしてはならない。
- (3) パチンコ店、マージャン荘、ゲームセンター等の遊技場へは立ち入らない。
ただし、カラオケボックスは保護者同伴ならよい。
- (4) 夜間外出は原則として午後9時までとする。（祭典の場合は午後10時まで）
- (5) 生徒だけの外泊は原則として禁止する。

- (6) 校外活動（音楽・演劇・舞踊・祭典等）に参加する場合は、「校外活動等参加届」を学級担任に提出する。
- (7) 旅行関係
- ア 学割証発行を希望する者は「旅行許可願」（学割発行申込書）を学級担任に提出する。
- イ 海外旅行をする者は「旅行計画書」を提出する。
- (8) 選挙運動、政治活動等
- ア 選挙運動を行う場合は、18歳の誕生日の前日以降でなければならない。
- イ 学校の構内（敷地内）での選挙活動や政治的活動は禁止する。
- ウ 放課後や休日等に学校の構外（敷地外）で行われる選挙活動や政治的活動は、家庭の理解の下、生徒自ら判断して行う。
- なお、その活動が違法なもの、暴力的なもの、違法若しくは暴力的なものになるおそれが高いものには参加しない。特に、公職選挙法違反には十分に注意する。
- エ 構外（敷地外）の選挙運動や政治的活動に参加する場合の学校への届けは不要とする。

第3章 服装・頭髪等について

1. 制服規定（次ページに写真記載）

- <全般> (1) 登下校の際は制服を着用すること。ただし、休日や長期休業中の部活動参加のための登下校の際には、部活動着で構わない。（詳細については顧問の指示を受けること）
- <男子> (1) 夏服規定：・所定のワイシャツとする。
- (2) 冬服規定：・所定の黒詰襟学生服上下とする。所定のボタンをつける。
- ・防寒用として制服の下にセーターの着用を認める。ただし、上着からはみ出さない。
- (3) 合服規定：長袖ワイシャツを合服扱いとする。
- (4) 夏服、合服のワイシャツのインナーは、白かグレー（ワンポイント可）とする。
- (5) ベルトは、黒色または茶色の革ベルトとする。
- (6) 靴下は、黒色または白色の単色（ワンポイント可）とする。
- <女子> (1) 夏服規定：・所定の半袖ブラウス・スカートまたはスラックスとする。
- (2) 冬服規定：・所定の上着・ベスト・スカートまたはスラックス・長袖ブラウスとする。
- ・防寒着のセーターはブレザーの下に着用し、学校所定以外のものでは、以下の条件のもののみ着用を認める。
- （学校指定のセーターならば校内でブレザーを脱いでもよい）
- ・色は黒、紺、濃いグレー
- ・形はVネックで無地（ワンポイント可）、ボタン無し
- ・丈はブレザーに隠れるもの
- (3) 合服規定：・所定のベスト・スカートまたはスラックス・長袖ブラウスとする。
- (4) 靴下は、黒色のハイソックス（足首が隠れる長さ以上、ワンポイント可）とする。
- <着用期間>
- (1) 気候や体調等を生徒自身が自己判断し、冬服・合服・夏服を着用する。
- * 防寒具(マフラー、手袋、タイツ(黒)等)については、生徒自身が判断して着用する。
- * 式典、講演会等で統一した服装が必要な場合には、生徒課より事前に連絡する。
- * 冬服着用時、気温が高く上着を脱ぐ場合等を考え、上着の中は合服の状態とする。

2. 頭髪規定

- (1) 頭髪は清潔に整え、奇抜な髪形や加工（染色、脱色、パーマ、ワックス類等）はしない。
- (2) 耳にかぶらない、目にかからないようにする。
- (3) 女子で肩より長い場合は、黒色または茶色のヘアゴムで、頭の後ろで1つに束ねる。

(お団子は可)

3. その他

- (1) 登下校の際の靴は、革靴（黒）、スニーカーまたは運動靴とする。
(ただし、色や形は制服に合うものとし、体育の授業で使用するものとは分けること)
- (2) 登下校の際の鞆は、スポーツバッグ又はリュックサックとし、口の締まるものを使用する。
- (3) 化粧、マニキュア等はない。ネックレス、ピアス、指輪等の装飾品を身に着けない。
- (4) 特別な理由により異装を必要とする場合は、学級担任、部活動顧問に必ず申し出ること。

制 服

冬 服



夏 服



合 服



第4章 通学及び交通安全

通学の際は、公衆道徳を守り、交通規則を遵守する。

1. 自転車通学者

- (1) 自転車通学を希望する者は「自転車通学許可願」及び「自転車通学生徒カード」を提出する。許可を受けた後、「通学用シール」を自転車の後部に付けること。
- (2) 整備された自転車を用いること。自転車の改造は禁止とする。
- (3) 傘さし運転、二人乗り、無灯火、信号無視、一時停止違反、右側走行、並進等、交通規則に反してはならない。右折・左折、道路横断時は、安全を確認する。
- (4) 学校の正門から公道までの坂では、絶対に自転車に乗らないこと。坂の登りは右側通行、下りは左側通行すること。公道前で安全を確認してから自転車に乗ること。
- (5) 自転車は必ず施錠し、駐輪場内の白線の枠内に駐輪すること。駐輪場以外に留めてはならない。
- (6) 自転車保険は、加入義務である。必ず賠償責任保険か任意保険に加入すること。
- (7) 自転車乗車時のヘルメット着用は、努力義務である。

2. 電車、バス通学者

- (1) 車内のルールとマナーを守ること。
- (2) 蓮台寺駅前は広がることなく左側を通行し、交通の妨げにならないこと。
- (3) 自転車を蓮台寺・下田駅に駐輪する場合は、公共の駐輪場であることを理解し、所定の場所に整頓して駐輪すること。必ず施錠（2ロックを心掛ける）すること。

3. 歩行者

- (1) 「信号を守る」「歩道からはみ出さない」「横断歩道を渡る」「歩道橋を渡る」等のルール、マナーを守ること。
- (2) 安全のため、小・中学生に車道側を歩かせないような配慮をすること。
- (3) 学校の正門から公道までの坂では、登校時は右側通行、下校時は左側通行すること。

4. その他

- (1) 生徒は、できるだけ自力（自転車、公共機関、歩行通学）で、安全に登校すること。
- (2) 特別な理由で送迎する場合

けが等、自力で登下校できない場合は、校内の駐車場までの送迎を認める。

その場合は、学級担任に連絡をし、「送迎許可車両証」を発行してもらう。

＜注意事項＞・登校時は大変混雑するので、午前7時45分までに送迎を完了する。

- ・午前7時45分以降の送迎となる場合には、午前8時25分まで学校内で待機とする。
- ・四輪車への同乗は、保護者または保護者が許可する者とする。
- ・二輪車の同乗は、禁止とする。

※下校時も上記の内容と同様とする。

※以下については、学校への外部通報多発内容です。

ア 稲生沢保育園周辺や住宅地内への進入、路上での駐停車、乗降。

イ 稲生沢公民館での駐停車、乗降。

ウ 他人の駐車場、私有地へ進入しての駐停車、乗降。

エ その他道路交通法に基づく迷惑行為。

第5章 スマートフォン・携帯電話

1. スマートフォン・携帯電話の使用について（1人1台端末についてはP.7参照）

- （1）LINE、ブログ、掲示板等は、誰でも見ることができるものであり、誹謗中傷等「いじめ」の場所になること、個人情報の流出につながることを考え、安易に手を出さない。
- （2）フェイスブックやツイッターなどのSNS関係については、学校名、個人名、クラス、部活動名、写真の掲載等により、個人情報が特定されないよう十分注意すること。
- （3）危険なサイトにアクセスしない。
- （4）午後10時以降の使用を自粛すること。（賀茂地区高等学校PTA連絡協議会の申し合わせ事項）

2. 校内持込について

- （1）学校の敷地内では、電源を切り、鞆の中に入れておくこと。
- （2）学校生活（授業、休み時間も含む）では、使用は禁止する。（敷地内使用禁止）
 - ※担当教諭の指示によって使用することもある。
 - ※自習室での学習動画視聴を目的とする使用は許可する。（周囲の人への配慮をする）
- （3）緊急に使用しなければならない場合は、学級担任に申し出る。
- （4）指導において、保護者に来校してもらう場合もある。

3. 校外での使用について

- （1）歩行中の使用及び、自転車を運転しながらの使用はしない。
- （2）周囲の人に迷惑や不快感を与えるような使用はしない。

第6章 部活動

1. 部活動

- （1）部活動は、その自主的活動を通じて個性を伸ばし、協調の精神を高めることを目的とする。
- （2）原則として全生徒は、部活動に所属し、年度内の移動は、原則認めない。
- （3）運動部は運動部会に、文化部は文化部会にそれぞれ所属する。
- （4）通常の活動時間帯は、午後7時30分完全下校とする。
- （5）中間テスト、期末テスト、学年末テストの7日前及びテスト期間中は活動を原則休止する。
- （6）3年生引退時に部員が4名以下の部については、改廃を検討する。また、部員が5名以上であっても、施設等の問題がある場合には改廃の検討を行う。

2. 活動における注意事項

（1）登録

ア 部活動の所属にあたっては、部活動登録日までに、所定の用紙に必要事項を記入し登録する。

（部活動登録日については、生徒課より日にちを設定し連絡する。）

イ 部活動の変更は原則1年間できない。特別な理由により変更を希望する者は、「部活動変更届」に必要事項を記入し、旧顧問、学級担任、新顧問の了承を得て、生徒課に提出する。

ウ 文化部

吹奏楽、写真、茶道、美術、書道、パソコン、箏曲、生活科学、自然科学

エ 運動部

男子バレー、女子バレー、男子バスケット、女子バスケット、男子ソフトテニス、女子ソフトテニス、男子テニス（募集停止）、サッカー、陸上競技、野球、卓球、水泳、弓道、柔道、剣道

(2) 部室管理

- ア 部室には、朝及び放課後以外は出入りしない。
- イ 当該部に属さない生徒の出入りを原則禁止とする。3年生についても引退後は出入りを原則禁止とする。卒業生の部室の出入りは顧問の許可が必要である。
- ウ 部室内外の整理、清掃に心がけ、週に1回、定期的に清掃日を設ける。
- エ 部室の施錠を確実にし、盗難の防止に努める。
- オ 電灯は必要の場合のみ使用し、常に節電に心がけ、帰りには消灯する。また、電気設備に関しては電灯を増やす等一切手を加えないこと。
- カ 火気使用及び電気器具（扇風機・冷蔵庫・ドライヤー等）の使用は厳禁とする。
- キ 使用状況が悪かったり、使用規定に反したりした場合には、部室使用を禁止する。
- ク 部室の鍵は、担当顧問が管理する。

第7章 アルバイト

学期中は原則禁止とする。

1. 長期休業中

(1) 条件及び諸注意

- ア 保護者の責任のもと、目的が明確であること。
- イ 学業成績及び出席状況に問題がないこと。
- ウ 就労時間は午前8時から午後6時までを原則とし、1日8時間以内であること。
- エ 高校生としてふさわしくない職種（危険な仕事、酒類を主として扱う事業所等）は禁止とする。
- オ 講習・補習のある日や登校日などには就労しない。
- カ 住み込みの就労は原則として認めない。
- キ 日数 a：夏季休業中15日以内 b：冬季休業中10日以内（郵便局も同様）

(2) 手続き

- ア 生徒は学級担任に申し出、学級担任の了承を得た後、「アルバイト許可願」と「アルバイト事業所責任者宛通知」を事業所に提出する。
- イ 事業所責任者に必要事項を記入してもらい、「アルバイト許可願」に学年主任、部活動顧問（3年生は不要）の印をもらい、学級担任に提出する。
- ウ 「アルバイト許可書」の発行をもって許可が成立する。
- エ アルバイト中は必ず「アルバイト許可書」許可証を携帯すること。
- オ 冬季の郵便局アルバイトについては、郵便局発行の申込書と「アルバイト許可願」を提出する。

2. 特別アルバイト

(1) 条件及び諸注意

- ア 保護者の責任のもと、目的が明確であること。（経済的・家庭的な理由であること。）
- イ 学業成績及び出席状況、学校生活（頭髪、服装等）に問題がないこと。
- ウ 就労時間は午前8時から午後6時を原則とし、1日8時間以内であること。
- エ 高校生としてふさわしくない職種（危険な仕事、酒類を主として扱う事業所等）は禁止とする。
- オ 試験期間中及び定期試験前1週間の就労は認めない。
- カ 住み込みの就労は原則として認めない。
- キ 就労は原則として土・日及び祝祭日とすること。

(2) 手続き

- ア 学級担任が生徒より申し出を受け、学級担任と学年主任は直接保護者と面談を行う。
- イ 「特別アルバイト許可願」と「特別アルバイト理由書」を記入し、学級担任に提出する。
- ウ 生徒課で可否を決定する。
- エ 許可後、「特別アルバイト許可願」と「特別アルバイト事業所責任者宛通知」を事業所に提出する。
- オ 事業所責任者に必要事項を記入してもらい、「特別アルバイト許可願」を生徒課に提出する。
- カ 事前に必ず部活動顧問の了承を得る。
- キ 「アルバイト許可書」の発行を持って許可が成立する。
- ク アルバイト中は必ず「アルバイト許可書」許可証を携帯し、新年度には、手続きを再度行う。

3. 3年生の家庭学習期間中 原則禁止とする。ただし、特別な理由がある場合は許可する。

(1) 条件及び諸注意

- ア 保護者の責任のもと、目的が明確であること。
(経済的、家庭的、進学等の生活費補填等の理由である。)
- イ 学業成績及び出席状況に問題がないこと。
- ウ 就労時間は午前8時から午後6時を原則とし、1日8時間以内であること。
- エ 高校生としてふさわしくない職種(危険な仕事、酒類を主として扱う事業所等)は禁止とする。
- オ 登校日の就労はしないこと。
- カ 住み込みの就労は原則として認めない。
- キ 進学希望者は、原則認めない。

(2) 手続き

- ア 生徒は学級担任に申し出、学級担任の了承を得た後、「アルバイト許可願(家庭学習期間用)」と「アルバイト事業所責任者宛通知」を事業所に提出する。
- イ 事業所責任者に必要事項を記入してもらい、「アルバイト許可願(家庭学習期間用)」に学年主任の印をもらい、学級担任に提出する。
- ウ 「アルバイト許可書」の発行をもって許可が成立する。
- エ アルバイト中は必ず「アルバイト許可書」許可証を携帯すること。

第8章 自動車免許取得

自動車学校入校(自動車免許取得)は、3年生家庭学習日以降とする。ただし、就職決定者及び自動車関係専門学校進学決定者は、3年生2学期期末テスト終了後とする。

1. 条件

- (1) 学習成績及び出席状況に問題がなく、進路先が決定していること。
- (2) 校納金等を滞納していないこと。

2. 諸注意

- (1) 「自動車学校通学願」を学校に提出する。
- (2) 教習を理由に欠席・遅刻・早退をしない。
- (3) 生徒指導上の問題行動を起こした場合は教習を停止する。
- (4) 卒業式までは制服で通学する。(土日・祝祭日も同様)

- (5) 卒業式以前に免許を取得した場合は、免許証を学校に預ける。
- (6) 定期試験 1 週間前から終了まで教習を停止する。
- (7) 卒業式前に運転しない。
- (8) 二輪車の免許取得は禁止する。

生徒会規約

部活動・同好会

- 第1条 部活動はその自主的活動を通じて個性を伸ばし、協調の精神を高めることを目的とする。
- 第2条 本会会員は原則として何らかの部活動に所属し、年度内の移動は認められない。
- 第3条 運動部は運動部会に、文化部は文化部会にそれぞれ属する。
- 第4条 各部活動に部長を置き、必要に応じて他の役員を設けることができる。
- 第5条 各部活動部長は各部活動の責任者として部活動を総括するとともに、各部活動間の連絡と調整を行う。
- 第6条 各部活動予算は部長会の審議を経て執行部に提出する。
- 第7条 各部活動は会計年度末に決算書を作成し、会計監査委員会に提出する。
- 第8条 各部活動部長は部活動の年間計画書を作成し、所属部会の調整を受けた後執行部に提出する。
- 第9条 執行部は必要に応じて部長会を開き、連絡調整をはかる。
- 第10条 各部活動は所有する器具、備品の管理簿を作成する。
- 第11条 各部活動の部員は原則として 5 名以上とし、その設置は代議委員会を経て、生徒総会で審議した後、職員会議で検討し、校長が許可をする。
- 第12条 3 年生引退時に部員が 4 名以下の部については、改廃を検討する。また、部員が 5 名以上であっても、施設等の問題がある場合には改廃の検討を行う。
- 第13条 同好会の結成には次の条件を必要とする。
 - 1. 会員が原則として 5 名以上であること。
 - 2. 会の結成目的が明確であり、会の名称がその目的を表していること。
 - 3. 定期的な活動を意図した会であること。
 - 4. 責任者（教員）を依頼し、1 名以上置かなければならない。
 - 5. 類似の活動をする部活動が存在しない。
- 第14条 同好会の結成には次の手続きを必要とする。
 - 1. 結成目的と活動内容を文書で執行部に提出し、その承認を得る。
 - 2. 執行部の承認を得た後 1 ヶ月間仮活動を行う。
 - 3. 仮活動の後 1 ヶ月以内に執行部の許可を受ける。
 - 4. 前項の許可については各部会との協議を必要とする。
- 第15条 第 70 条に合致しない場合は、ひとたび結成が許されても執行部より解散を命ぜられる。
- 第16条 同好会を設置する場合、執行部は校長の許可を受ける。
- 第17条 許可を受けた後の総括は執行部が行う。
- 第18条 同好会は第 59 条の部活動とは同等にみなさない。
- 第19条 同好会運営費に対する生徒会支出は認められない。
- 第20条 同好会はその活動状況によって部活動に昇格の機会がある。